

国の施策等に関する 提案・要望書

(平成25年12月)

鳥 取 県

＜ 目 次 ＞

(ページ)

1	高速ネットワークの早期整備について【県土整備部】	1
2	日本海国土軸を形成する整備新幹線など高速鉄道網の整備について【地域振興部】	9
3	北東アジアゲートウェイ「境港」の重点整備について【県土整備部】	10
4	外航クルーズ船寄港および国際航空路線の拡充等に伴うC I Q体制の充実について 【県土整備部】	13
5	国土強靱化を推進する防災・安全交付金及び 社会資本整備総合交付金の重点的な配分について【県土整備部】	14
6	地方税財政の充実・強化について【総務部】	19
7	環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加について 【未来づくり推進局、農林水産部】	20
8	消費増税に向けた環境整備について【未来づくり推進局】	22
9	原子力発電所の汚染水対策について【危機管理局】	23
10	周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について【危機管理局、生活環境部】	23
11	原子力発電所における防災対策の強化について 【危機管理局、地域振興部、福祉保健部】	23
12	大規模災害等への対応能力向上のための大型輸送ヘリコプター配備について 【危機管理局】	31
13	番号制度導入に係るシステム対応と費用負担について【地域振興部】	32
14	スポーツツーリズムに関する支援について【文化観光局】	33
15	ソフトパワーの活用による地域振興の取組支援について【文化観光局】	34
16	簡素な給付措置について【福祉保健部】	35
17	地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実について【福祉保健部】	36
18	手話言語法(仮称)の制定について【福祉保健部】	37
19	全国障がい者芸術・文化祭に対する財政支援の拡充について【福祉保健部】	38
20	ワクチンの定期接種化について【福祉保健部】	39
21	子ども・子育てに関する地方財源の確保について【福祉保健部】	40
22	表層型メタンハイドレートの調査研究と洋上風力発電の調達価格等の設定について 【生活環境部】	42
23	微小粒子状物質等、広域大気汚染に対する取組の推進について【生活環境部】	43
24	市町村等の廃棄物処理施設整備に係る予算額の確保等について【生活環境部】	45
25	食品表示等の問題に係る対応について【生活環境部】	46
26	耐震改修促進法の施行に伴う補助制度の拡充等【生活環境部】	47
27	賃金引上げにつながる施策の拡充実施について【商工労働部】	48
28	地方財政に配慮した企業立地促進法に基づく課税免除等に対する 地方交付税措置の延長について【商工労働部】	49
29	経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設について【農林水産部】	50
30	鳥取空港のレディオ空港維持について【県土整備部】	51
31	斐伊川水系中海の護岸整備及び水質保全対策の推進について 【生活環境部、県土整備部】	52

32	県民の安全安心を守る治水事業（直轄事業）の推進について【県土整備部】	54
33	安心して暮らせる県土づくりのための治山事業費の確保について【県土整備部】	57
34	2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた スポーツ振興の取組への支援について【教育委員会】	58
35	「関西ワールドマスタースゲームズ2021」への支援について【未来づくり推進局】	59
36	学校施設の耐震化の促進及び防災機能の向上について【地域振興部、教育委員会】	60
37	給付型奨学金の創設について【地域振興部、教育委員会】	61
38	拉致問題の完全解決について【総務部】	62

1 高速道路ネットワークの早期整備について

《提案・要望の内容》

これまで整備が遅れていた本県の高速道路ネットワークについては、平成24年度の『鳥取自動車道』の全線開通に続き、降雪期を前にした平成25年12月には県中西部の『山陰道』の連結が予定されるなど、着実に整備が進んでいるところであるが、県民の悲願である1日も早い県内全線の完成に向けて、必要な道路予算の総額を確保した上で、残る区間の整備とともに、ミッシングリンクの解消に向けた調査・検討を促進すること。

○「鳥取西道路」の整備促進

「鳥取西道路（鳥取西IC～青谷IC）」については、平成29年度供用予定が公表された「吉岡温泉IC～青谷IC」とともに、「鳥取西IC～吉岡温泉IC」についても一体的な供用が図られるよう、埋蔵文化財調査の集中的・計画的な実施に加え、調査が完了した区間においては速やかに工事着手し、整備を促進すること。

○「北条道路」の交通安全対策事業の早期供用及び早期事業再開に向けた調査の促進

「北条道路」については、近年重大な交通事故が頻発していることから、交通安全対策事業（湯梨浜・北栄地区の交差点立体化）の早期供用を図るとともに、全線の早期事業再開に向けて、早急に計画段階評価を進めること。

○「山陰道～鳥取市福部町」の計画の具体化に向けた検討の促進

未指定区間となっている『山陰近畿自動車道「山陰道～鳥取市福部町」』については、計画の具体化に向けた検討を進めること。

○「米子市～境港」の検討の促進

「米子市～境港」については、引き続き、必要な検討を進めること。

○『鳥取自動車道』における付加追越車線の早期供用

『鳥取自動車道』については、高速道路本来の定時性・安全性を十分に発揮させるため、現在整備中の4区間の付加追越車線を早期に供用すること。

○『米子自動車道』・「米子道路」の4車線化及び「米子道路」における付加追越車線の早期供用

高速道路本来の定時性・安全性の確保を図るため、『米子自動車道(蒜山IC～米子IC)』・「米子道路」について4車線化を行うこと。

また、「米子道路」については、現在整備中の日野川東IC～米子南IC間の付加追越車線を早期に供用すること。

○地域高規格道路の整備促進

高速道路ネットワークを補完する地域高規格道路については、1日も早い供用を図るため、トンネル等の大規模構造物の進捗状況に応じた重点的な予算配分を行うこと。

「岩美道路」-----『山陰近畿自動車道』
「倉吉道路」、「倉吉関金道路」-----『北条湯原道路』
「鍵掛峠道路」、「江府道路」-----『江府三次道路』

要望

県内高速道路ネットワークの1日も早い連結を!



要望 鳥取西道路の整備促進



「鳥取西道路(鳥取西IC～青谷IC)」については、平成29年度供用予定が公表された「吉岡温泉IC～青谷IC」とともに「鳥取西IC～吉岡温泉IC」についても一体的な供用が図られるよう、単線交差化財調査の集中的・計画的な実施に加え、調査が完了した区間においては速やかに工事着手し、整備促進を図ること。

要望 山陰近畿自動車道「山陰道～鳥取市福部町」 計画の具体化に向けた検討の促進



山陰近畿自動車道を山陰道・鳥取自動車道と結節させることでネットワークを構築し、整備効果を相乗的に向上させるとともに、現道区間の慢性的交通渋滞を緩和するため、山陰近畿自動車道「山陰道～鳥取市福部町」について、計画の具体化に向けた検討を進めること。

要望 米子市～境港の検討の促進



日本海側据点港として、北東アジアのフードウェイ機能を担う「境港」と、高速道路ネットワークを直結することにより、アジア経済の力強い成長を我が国が効率的に取り込むため、「米子市～境港」について、引き続き、必要な検討を進めること。

要望 米子自動車道・米子道路の4車線化 米子道路における付加追越車線の早期供用



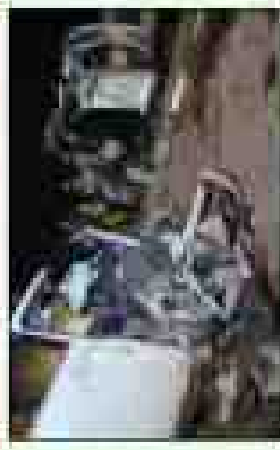
年々悪化する交通渋滞の解消

米子道路では、交通量の増加により、通勤時間帯を中心に交通渋滞が発生



対面交差に起因する重大事故の防止

平成22年2月14日、米子自動車道(白鳥町倉庫前)で発生した正面衝突事故で、大半は交差が原因



高速道路本来の定時性・安全性の確保を図るため、「米子自動車道(森山IC～米子IC)」及び「米子道路」について4車線化を行うこと。
また、「米子道路」については、当面の対策として、早期に付加追越車線を供用すること。

要望 鳥取自動車道における付加追越車線の早期供用



高速道路本来の速達性・定時性の確保

<付加追越車線の速達性>
追越距離＝1.0km
 追越距離は、0～1.0kmを確保する。追越距離が短い場合は追越車線が狭く、追越車線が狭い場合は追越車線が狭い。追越車線が狭い場合は追越車線が狭い。

<付加追越車線の定時性>
 追越距離は、0～1.0kmを確保する。追越距離が短い場合は追越車線が狭く、追越車線が狭い場合は追越車線が狭い。追越車線が狭い場合は追越車線が狭い。

交差点は、3kmのうち追越車線が狭い！追越しにくいことから、高速道路本来の速達性・定時性が十分発揮できていない。

対面交通に起因する重大事故の防止

対面交通は、追越車線をはじめとする重大事故の要因となる。追越車線は追越車線の通行を確保する。

平成24年度に暫定2車線で全線供用した **鳥取自動車道(し=62, 3km)**については、**追越車線が僅か1箇所しかないことから、高速道路本来の定時性、安全性を十分に発揮させるため、当面の対策として早期に付加追越車線を供用すること。**

2 日本海国土軸を形成する整備新幹線など高速鉄道網の整備について

《提案・要望の内容》

- 整備新幹線の整備が遅れている地方に対する在来線を含めた総合的な高速鉄道網の整備の方向性を示すとともに、災害に強い国土づくりを進めるために、高速鉄道の補完性・代替性（リダンダンシー）を確保することが重要であり、山陰新幹線をはじめとする整備新幹線など高速幹線鉄道網の整備を推進すること。
- また、国土交通省において「幹線鉄道的高速鉄道化・利便性向上に関する調査」を平成25年度から数年かけて実施すると伺っている。これを確実に実施するとともに、高速鉄道整備が遅れている地域の整備方針を明確に示すこと。

※環境にやさしい大量公共輸送機関としての鉄道機能をより発揮するためには、全国的な高速幹線鉄道網の整備が必要。

※しかしながら、全国新幹線鉄道整備法が1970年に制定されて以来約42年経過しているにもかかわらず、基本計画線については、着工はもとより調査・計画の目途さえ立っていないのが現状であるが、この間、同法は根本的な見直しはされず、また、その他に総合的な幹線鉄道計画は策定されていない状況にある。

※また、阪神・淡路大震災や東日本大震災でも明らかになったように、旅客、貨物輸送を確保するためには高速鉄道、高速道路などの高速交通網の多重化が不可欠。

<参考>

全国新幹線鉄道網の整備状況



3 北東アジアゲートウェイ「境港」の重点整備について

《提案・要望の内容》

我が国の経済再生や国土強靱化を推進し、日本海国土軸を形成するため、北東アジアゲートウェイ「境港」の重点整備を実施すること

- 竹内南地区 複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナル整備事業〔直轄事業〕を早期に事業化すること
- 中野地区 国際物流ターミナル整備事業〔直轄事業〕を重点実施により早期完成すること
- 境港では世界最大級の外航クルーズ船等の寄港が増加していることから、C I Q体制の充実を図ること

＜参考＞

重要港湾「境港」は、北東アジアゲートウェイとして日本海周辺アジア地域との地理的特性を生かし、その著しい経済発展を我が国の成長に取り込み、「国際競争力の強化」、「観光立国の実現」の一助を成すとともに、大規模災害時の代替性を確保するための「日本海国土軸形成」の一翼を担うなど国土強靱化を推進する上で、益々その重要性が高まっている。

よって、我が国の経済再生や地域の活性化のためには、境港が北東アジアゲートウェイとしての港湾機能をさらに充実することが重要であり、次の事業を早期に実施することが必要である。

竹内南地区 複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナル整備事業

我が国唯一の環日本海定期貨客船は、旅客・貨物とも年々増加するなど安定就航している。また、一昨年のアジアクルーズターミナル協会への加盟を契機に、クルーズ船の寄港が急増し、（既に2014年まで続々とオファーがある等）多くの観光客訪問が期待される。

しかしながら、環日本海定期貨客船は、貨物ふ頭に設置した仮設の旅客ターミナルを使用し、大型クルーズ船は原木などを取り扱う岸壁に係留せざるを得ないことから、景観・異臭の問題や入国手続きに時間がかかるC I Q体制など、乗客の受入体制が十分ではない状況である。

加えて、原木船等と係留が重複し、大型クルーズ船の寄港を断らざるを得ない場合も生じている。

これらの大型クルーズ船需要に応え、さらに環日本海定期貨客船や国際RORO船による旅客・貨物の増大、トライアル輸送を通じた国内RORO船の就航など、複合一貫輸送に対応した岸壁確保が求められている。

さらに、境港は、今後想定される太平洋側の地震・津波が発生した場合の人流・物流の代替港湾として高いポテンシャルを有しており、このターミナルの整備は、国土強靱化、防災・減災ニューディールの実現に不可欠である。

本年6月に採択された先導的官民連携支援事業において、6月28日、8月30日及び11月19日に検討委員会を開催し、「みなと」を核とした日本海側の賑わいづくりと防災拠点機能を両立できる新たな貨客船ターミナル等港湾機能のあり方等、魅力ある「みなと」のプランを官民一体となって練っているところである。

このため、専用岸壁となる貨客船ターミナル整備事業（直轄事業）を早期に事業化することが必要である。

中野地区 国際物流ターミナル整備事業

境港では、大型船に対応する係留施設の絶対量の不足から喫水調整や沖待ちが生じ、また、取扱貨物量の増加によるふ頭用地の不足から、原木、リサイクル貨物等の横持ち運搬が必要となるなどコスト高となっている。一方、現在、国内シェア16%を占める境港背後の木材関連企業は、本年度末には増産体制を整え、原木輸入の増加を見込んでおり、1日も早い岸壁整備を強く望んでいる。また、岸壁背後のふ頭用地の確保も急がれることから、平成24年度補正予算によってふ頭用地造成等を前倒している。

本年度は岸壁整備等の本体工事に着手する運びとなり、それを記念して先般10月13日に着工記念式典を開催したところである。

このため、当該事業の重点実施による国際物流ターミナルの早期完成が必要である。

境港への外航クルーズ船寄港に伴うC I Q体制の確保

境港は、アジアクルーズターミナル協会に加盟し、アジア地域の中国、台湾、韓国など外航クルーズ船の誘致を積極的に行っている。

外航クルーズ船の円滑な運航には、C I Q体制が十分に確保されることが不可欠である。2014年には境港への世界最大級のクルーズ船寄港が予定されており、30回程度の寄港で乗客数は約3万人を見込んでいる中、C I Q体制の充実が急務である。

- (1) 仮上陸許可による入国審査の適用範囲拡大
- (2) 境港へのC I Qに係る人員確保・審査機器の充実

早期事業化を！ 竹内南地区 複合一貫輸送に対応した 貨客船ターミナル整備事業〔直轄事業〕

我が国唯一の環日本海定期貨客船や外航クルーズ船に対応した新たな貨客船ターミナルの整備

課題：環日本海定期貨客船やクルーズ船 に対応する専用岸壁がなく、大型クルーズ船寄港の際は原木等を取扱う岸壁に係留せざるを得ない状況。このため、「**景観・異臭などの問題**」、「**貨物船との係船調整(沖待ち)**」、「**CIQ体制が不十分(入国手続きに時間がかかる)**」などの問題が生じている。



昭和南地区

貨物船(原木、チップ)とクルーズ船が同一岸壁を利用 (H26年はチップ取扱量も対前年の1.4倍の見込み)

【CIQ体制が不十分】

- 入国手続きを**2時間程度**で終わることが不可欠
- 現在の出入国審査ブースでは、**2時間で700人が限界**



○現状の暫定対応

大型クルーズ船(約25,000トン級以上)の場合、昭和南地区にしか着岸できないが、仮設ターミナルと離れている(約2km)ため、**船内での仮入国手続き**を行っている。

船内仮入国手続きでは、「船内での仮設備設置に時間がかかる」「船内の電源が安定しない」「船内のためスペースが狭い」などの問題により、**手続きに時間がかかっている。**

大型クルーズ船に対応したCIQ体制(人員確保)と施設整備が急務！

○クルーズ船の寄港が急増！

- ・2012年 ⇒ **16回寄港** (本州日本海側港湾では最多の寄港回数！)
- ・2013年 ⇒ **17回寄港** (乗客数は過去最高で**1万人を突破!**)
- ・2014年 ⇒ **30回程度寄港**

2014年寄港予定

寄港日	船名	国	船社名	全長	乗客定員	備考
4月	ロイヤルカーリビアン	英	4,200t	80.0m	1,114名	
5月	ロイヤルカーリビアン	英	4,200t	80.0m	1,114名	2回寄港予定
	ロイヤルカーリビアン	英	4,200t	80.0m	1,114名	
6月	ロイヤルカーリビアン	英	4,200t	80.0m	1,114名	
7月	ロイヤルカーリビアン	英	4,200t	80.0m	1,114名	
8月	ロイヤルカーリビアン	英	4,200t	80.0m	1,114名	
9月	ロイヤルカーリビアン	英	4,200t	80.0m	1,114名	
10月	ロイヤルカーリビアン	英	4,200t	80.0m	1,114名	

上記の他に、日におは決まっています。尚、寄港が計画されているもの

- 船名: (船名) (船名)
- 船名: (船名) (船名)
- 船名: (船名) (船名)
- 船名: (船名) (船名)

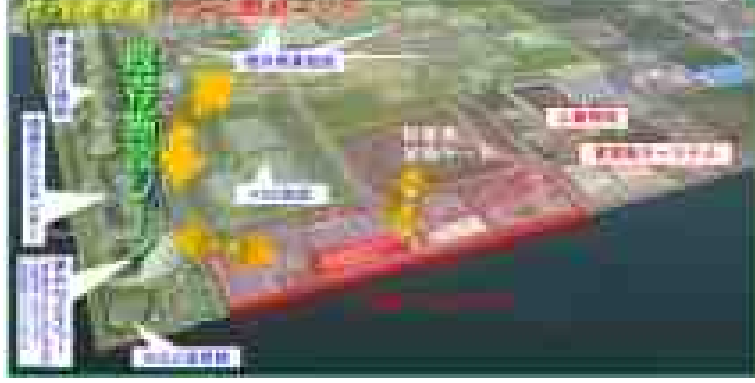
続々と2014年の寄港オファーあり！

新たに世界最大手の客船会社(ロイヤルカーリビアン社)から13万トン級(乗客3,000人)の大型クルーズ船の10回以上の寄港オファーもあり、**2013年の寄港予定回数を大幅に上回る勢い!**

しかしながら、2014年の大型クルーズ船の寄港については、**貨物船と係留が重複するため、寄港を断らざるを得ない。**

専用岸壁となる貨客船ターミナルの整備(新規事業採択)が急務!

竹内南地区貨客船ターミナル整備 ~みなとを核とした官民連携による賑わいづくり~



貨客船ターミナルイメージ



重点整備を！

中野地区 国際物流ターミナル整備事業〔直轄事業〕

外貨貨物の増加、船舶の大型化、既設施設の混雑等に対応した岸壁（-12m）の整備

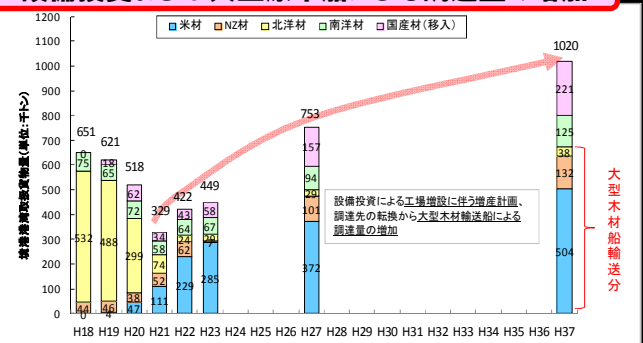
課題：ふ頭用地の不足に伴う非効率な荷役



境港は西日本の合板製造拠点



設備投資および大型原木船による調達量の増加



境港背後の合板工場が拡張

〔合板の安定供給を支えるための増産体制の整備〕

拡張合板工場



○設備投資

平成22～25年 39億円
平成23年 1億円
平成24～25年 10億円 } 50億円

○雇用創出

工場増設による直接雇用増 30名程度

平成25年には合板の増産体制が整い原木輸入量が増加

合板増産に伴い原木の野積が増加

↓
更に野積場が不足

野積された原木



区分	種別	事業名	期	概算	概算	概算	概算	概算
港湾施設	岸壁	岸壁(水深12m)	平成22年度	39億円				
	泊地	泊地(水深12m)	平成23年度	1億円				
港湾施設	ふ頭用地	ふ頭用地	平成24年度	10億円				
	泊地	泊地	平成25年度		10億円			
計				50億円				

4 外航クルーズ船寄港および国際航空路線の拡充等に伴うC I Q体制の充実について

《提案・要望の内容》

○地方における外航クルーズ船や国際チャーター便の就航について、円滑な受入れを行うため、C I Q体制の充実を図ること。

※本県では、境港がアジアクルーズターミナル協会に加盟し、アジア地域の中国、台湾、韓国など外航クルーズ船の誘致を積極的に行っている。

※また、山陰唯一の国際航空路線である米子～ソウル便に次ぐ、将来の新たな国際定期便就航を睨んで、香港、台湾、中国、ロシア沿海地方等東アジア地域をターゲットにインバウンド国際チャーター便の就航を働きかけ、本県への外国人観光誘客を一層促進する。

※地方における外航クルーズ船、国際航空路線の円滑な運航には、C I Q体制が十分に確保されることが不可欠である。特に、2014年には境港への世界最大級のクルーズ船寄港が予定されており、30回程度の寄港で乗客数は約3万人を見込んでいる中、C I Q体制の充実が急務である。

- (1) 仮上陸許可による入国審査の適用範囲拡大
- (2) 境港へのC I Qに係る人員確保・審査機器の充実

<参考>

1 平成24年度(2012年)の国際定期便の運航状況 (平成25年3月末現在)

区分	路線・運航日	利用者数	利用率
空路	○米子鬼太郎空港～仁川国際空港(韓国)	(30,339)	(57.4)
	○毎週日・火・金曜日運航	28,378人	(55.5)%
航路	○境港～東海港(韓国)～ウラジオストク港(ロシア)	(24,187)	—
	○毎週金・(土)曜日運航	24,940人	—

※上段()は前年度

2 平成24年度(2012年)の外航クルーズ船・国際チャーター便の運航実績 (平成25年3月末現在)

区分	便数	運航実績
境港	16便	[外航クルーズ船](乗客数計:8,920人)16回 [航空便]台湾:23便、中国:10便、ウラジオストク:4便
鳥取空港	8便	
米子鬼太郎空港	29便	
計	53便	

3 平成25年度(2013年)の外航クルーズ船・国際チャーター便の運航実績(予定)

区分	便数	運航実績
境港	17便	[外航クルーズ船]乗客2,000人級の大型クルーズ船等が境港に入港し、年間乗客数はこれまで最高だった昨年の記録(8,920人)を更新し、初めて1万人を突破!(10,896人) [航空便]香港、台湾、ウラジオストクなど
鳥取空港	12便	
米子鬼太郎空港	64便	
計	93便	

5 国土強靱化を推進する防災・安全交付金 及び社会資本整備総合交付金の重点的な配分について

《提案・要望の内容》

○国土の強靱化を推進するため、住民の命と暮らしを守る事前防災・減災対策と暮らしの安心・地域活性化等について地域の实情に即して確実に取り組むことができるよう、防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金を特に財政力の弱い地方に重点的に配分すること。

※国土の強靱化を推進する事前防災・減災対策や暮らしの安心・地域活性化等に重点的に取り組むことは喫緊の課題である。

- ・全国的には、平成23年の台風12号や平成24年の梅雨前線などに続き、今夏も豪雨によって甚大な被害が発生している。
- ・東日本大震災の教訓から公共交通インフラ等の耐震化、遡上する津波に対する海岸堤防や河川堤防の整備などの総合的な地震対策が急務であるとともに、中央自動車道・笹子トンネル事故によってインフラの老朽化対策の深刻さが再認識された。
- ・京都府亀岡市をはじめとして全国で痛ましい通学児童の死亡事故が発生し、早急な通学路の安全対策も求められている。

※当県においても、平成23年の台風12号によって堤防の決壊、約170棟の床上・床下浸水や集落が孤立し、現在でも土石流対策が行われていない要援護者施設や侵食対策が完了していない海岸が残されている。また、本年7月、8月の大雨では、浸水常襲地帯において道路冠水により孤立住宅が発生、更に、緊急輸送道路である国道の法面が崩壊し、広域交通を支える幹線道路が数日間全面通行禁止になるなど、多大な影響が生じた。加えて、9月の大雨では、住宅地に浸水が広がり避難勧告が出されるなど、洪水への対策が急務になっている。

※また、長寿化計画を策定して橋梁等の安全確保と維持管理コストの縮減に努めているが、今後急速に進展する老朽化への対策が不可欠であるとともに、大規模地震に備えた橋梁等の耐震補強、緊急輸送道路の防災対策も急務であることに加え、平成24年度の緊急点検に基づいた通学路の安全対策を平成26年度までに緊急的に実施する必要がある。

〈主な箇所〉

[治水対策]

- ・河川事業 大路川：都市部貫流河川の治水安全度向上（堤防腹付けなど）
- ・砂防事業 深谷川：災害時要援護者施設の土砂災害防止
- ・海岸事業 湯山海岸：山陰海岸国立公園の海岸侵食対策

[老朽化対策]

- ・道路施設、河川管理施設、港湾施設等の計画的な維持管理、更新

[大規模地震対策]

橋梁の耐震補強：国道431号境水道大橋など

[防災対策]

- ・緊急輸送道路等の落石防止対策、代替性確保のための道路ネットワーク整備等

[通学路の安全対策]

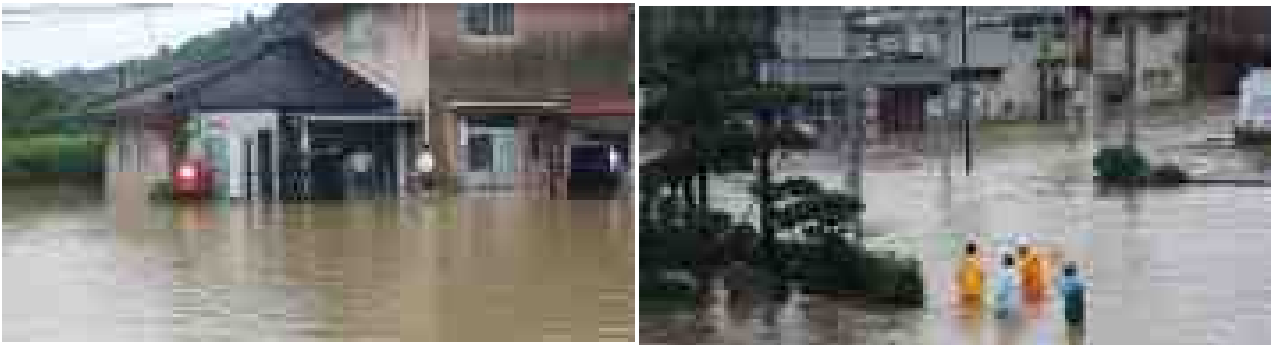
平成24年度の緊急点検に基づく要対策箇所等

○浸水常襲地区の浸水被害状況

青木地区では、平成23年台風12号により法勝寺川本線の水位上昇の影響で県管理の小松谷川沿いの家屋で浸水被害が発生(床上4戸、床下40戸)。県道の通行止により集落が孤立。



福部町細川地区では、本年8月の降雨により浸水被害が発生(床上4戸、床下6戸)。県道の通行止により市民生活に影響。



○前線の影響による局地的な集中豪雨によって土石流が発生

(平成25年7月 江府町久連(くれ) 川平山谷川(かわひらやまたにがわ))



○平成23年の台風12号等により遊歩道が被災(陸上(くがみ)海岸)



○本年7月の大雨で緊急輸送道路である国道が寸断(国道180号大木屋(おおきや)地区)
国道沿いの斜面が崩壊し、大量の土砂が道路を覆い尽くした。



○橋梁の耐震補強(境水道大橋(国道431号))

島根半島と弓ヶ浜半島を結ぶ延長約700mの長大橋梁で、大規模地震等の災害発生時における物資の緊急輸送道路、避難路の安全確保のため、平成26年度完了を目標に耐震補強工事を実施中。



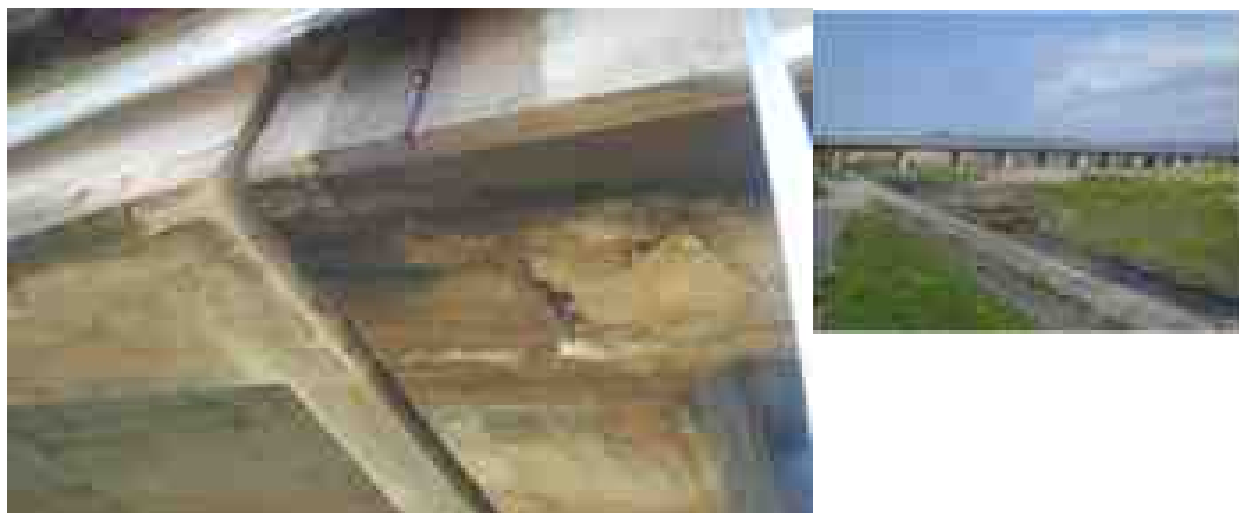
《 鳥取県内の社会資本の老朽化状況 》

施設名		施設数	建設後50年が経過する施設数	
			現在	20年後
道路施設	橋梁(橋長15m以上)	717	(15%) 104	(55%) 393
	トンネル	37	(5%) 2	(38%) 14
河川施設	水門・樋門・堰(幅4m以上)	36	(0%) 0	(37%) 13
港湾施設	岸壁・防波堤・橋梁等	241	(10%) 23	(43%) 104

※県が管理するトンネルや橋梁など多くの社会資本の老朽化が進み、今後、維持管理に要する費用が増大する。

○老朽化により、コンクリート面が剥離し、鉄筋が露出している橋梁

現在、平成26年度完了予定で橋梁補強工事を実施中(源太橋(県道猪ノ子国安線)橋梁補強工事)



○コンクリートひび割れ、樋門本体の剥離が進行している樋門(湖山水門)



○通学路の安全対策

歩道のない1車線の区間で、児童・生徒が通学する時間帯は通勤自動車の交通量が多く、特に踏切部分は車道幅も狭隘で危険なため、歩道設置と踏切拡幅の安全対策が必要。



6 地方税財政の充実・強化について

《提案・要望の内容》

○高齢化に伴う社会保障関係費の増、未だ十分に回復していない地方経済の動向を踏まえた雇用対策の必要性、国土強靱化のための防災・減災事業など増嵩する地方の行政需要を「歳出特別枠」等により地方財政計画に的確に反映するとともに、地方の財源不足の状況等を踏まえ、地方交付税の法定率の引上げ、「別枠加算」の確保などにより、三位一体改革の影響により減少した地方交付税総額を早期に復元し、地方の一般財源総額を確保すること。

○累増する臨時財政対策債について、そのあり方の見直しを行い、増大を抑制すること。また、その実現までの間の臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の弱い地方公共団体に配慮した方式を一層拡充すること。

○消費税率及び地方消費税率の引上げにあたり、地方財政の充実及び地方経済に配慮した実効ある対策を講じられること。

また、都市部と地方部の地域間の税源の偏在は、地方消費税の引上げによってもなお十分に解消されないことから、消費税10%段階においては、偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築を図る観点から、地方法人課税と消費税の税源交換などの方策を幅広く検討すること。

○平成26年度の地方財政対策や税制改正等については、「国と地方の協議の場」における地方の意見を適切に反映すること。

また、地域経済活性化に資する新たな算定については、地域の実情等に応じた行革や経済活性化施策等の実績を的確に反映できる指標を用いるなど、地方が自主努力により取り組む行革や産業育成等の施策を支援する仕組みとすること。

7 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉について

《提案・要望の内容》

- TPP協定の締結については、農林水産分野のみならず、国民皆保険制度、食の安全・安心、政府調達など国民生活のあらゆる分野への影響が想定されるため、国民に対する情報開示を適切に行い、協定締結に向けた判断について国民的議論を行いながら慎重に検討、判断を行うこと。
- 今後とも交渉にあたっては、守るべきものは守り、攻めるべきは攻め、国益にかなう最善の道を追求するという姿勢で交渉に臨んでいただくとともに、国内農林水産業の再生及び競争力強化をはじめ必要な分野には適切な支援策を講ずること。

【国内農林水産業の競争力強化に向け、求められる対策】

- ①米、畜産物など重要品目について、関税措置を継続。
- ②経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設に当たっては、現行施策の水準の維持、円滑な移行。
- ③高品質な農林水産物生産のための生産基盤、施設修繕・整備及び大型機械の導入等に対する支援（主に農業水利施設・米の乾燥調製施設・畜舎の整備、森林整備加速化・林業再生事業の拡充・継続、高度衛生管理型の水産市場整備など）。
- ④漁船の建造、漁業者の収入安定など水産業に対する補助金が、TPP協定において原則禁止とされる懸念がある。水産業を守る対策を講ずること。

<参考1>

TPP閣僚会合の（12月10日 シンガポール）の要旨

- TPP交渉参加12カ国の閣僚らはシンガポールで4日間の会合を終了し、交渉妥結に向けて実質的な進展を得た。
- 会合では、協定条文の主要な難航項目の大半で潜在的な「着地範囲」を明確化した。閣僚は、協定条文と農産品・工業品の関税撤廃リストなどをまとめるため、柔軟性を持って作業を続ける。
- 12カ国にとって、野心的で包括的な高い水準の協定が、雇用の創出、成長の促進、国民への機会提供、地域統合への貢献、多角的貿易システムの強化のために極めて重要。
- 閣僚は、合意に向けて今後数週間、集中的な作業を続けることを決めた。利害関係者とのさらなる協議、それぞれの政治的プロセスの取り組みも進める。
- 交渉官による追加的な作業に続き、閣僚は来月、改めて会合を開く考え。

<参考2>

TPP参加による鳥取県農林水産業への影響額試算

○国と同様の前提条件で試算

農産物	219億円 (△32.4%)
林産物 (合板等)	9億円
水産物 (属人)	18億円 (△11.3%)
合計	246億円 (△25.0%)

※ () 内は対県内生産額比

<参考3>

「日本型直接支払い」など農業関連施策の制度確立

○農地・水保全管理支払交付金

- ・本県農業振興地域面積の3割をカバーしており、活動の高度化に貢献。兼業農家や非農家も参加した農業用施設の保全管理のための重要な施策として、定着しつつある。

○中山間地域等直接支払交付金

- ・生産条件の不利な中山間地域農業を守る重要施策として定着。

○米の所得補償交付金の県内主食用米作付け面積カバー率は9割を超え、全国平均を上回る取組状況。法人化や集落営農の推進、担い手育成にも一定の効果が見られた。

○飼料米等の新規需要米に対して、80千円/10aの交付金が交付されることで、耕種側も採算の合う安定生産がもたらされ、家畜飼料として定着。

「農業用機械施設補助の整理合理化について」(通知)

○昭和57年4月5日付農林水産事務次官依命通知。

○トラクターやコンバイン、畜舎、漁船などは、汎用性があり、個別経営向になじみ、地域の普及度が高いなどの理由から補助対象外とされてり、農林水産業者が必要とする機械施設の導入が困難となっている。

境漁港の高度衛生管理市場整備に向けた検討

○さかいみなど漁港市場活性化協議会が本年3月に作成した「さかいみなど漁港・市場活性化ビジョン」では、「信頼される漁港・市場づくり(漁港・市場機能の強化)」、「活力がある漁港・市場づくり(集荷・販売力の強化)」、「親しまれる漁港、市場づくり(観光連携及び地域活性化の推進)」をビジョンの3つの柱と定め、高度衛生管理市場の整備に向けた具体的に検討。

《具体的な検討内容》

- ・ゾーニング、人・車両の入場管理、異物混入防止などの衛生対策。
- ・殺菌冷海水及び低温市場化による鮮度保持など。
- ・本年度、国直轄で高度衛生管理基本計画策定調査が実施されており、専門のコンサルタントの意見等も参考にしながら、さかいみなど漁港市場活性化協議会で意見集約していく。

8 消費増税に向けた環境整備について

《提案・要望の内容》

- 全国的に景気回復の兆しが見受けられるところであるが、地方においては、未だ経済回復が実感されるまでに至っておらず、来年4月の消費増税による景気の腰折れを多くの県民が不安に感じているところである。
- このため、先般閣議決定された経済対策を速やかに実行し、地方に景気回復の実感が行き渡るよう特段の配慮を行うこと。
- また、県内の事業者から、消費増税に伴う適正な価格表示の方法や転嫁について不安に感じている声が多く聞かれるところであり、制度の周知を行うとともに、適正な転嫁が進むように、相談窓口の整備や監視・取り締まり体制の充実を図ること。
- 低所得者対策として予定されている簡素な給付措置や児童手当支給世帯への一時金の支給に当たっては、円滑な支給を図るとともに給付事務を行う市町村等の行財政運営に影響を及ぼさないよう配慮すること。

<参考>

【鳥取県の取組】

鳥取県消費増税対策本部の設置について

(1) 目的

平成26年4月に実施される消費増税に対する県民の不安を解消するとともに、増税後に懸念される県内経済への悪影響に対処するため、県内の関係機関が連携し、消費税に関する啓発や相談対応等を行うため、鳥取県消費増税対策本部を設置する。

(2) 取組

- ・ 相談窓口の設置
- ・ 消費税に関する県民への広報・啓発
- ・ 消費増税に伴い国や県等が実施する対策の広報
- ・ 消費増税後の影響等に関する情報交換

(3) 参加組織

〔行政〕 税務署、財務事務所、労働局、鳥取県

〔民間団体〕 商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会、税理士会、農業協同組合、産業振興機構

要望項目9, 10, 11

※このたびの経済産業省、原子力規制庁への9, 10, 11の要望
については、県、米子市、境港市の3者連名で実施

第 201300148745 号
平成25年12月 日

原子力規制庁長官 池田 克彦 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所2号機に関する新規制基準適合性確認申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、11月21日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性確認申請の事前報告を受け、12月17日にこれに対する意見を提出したところです。

ついては、今回貴庁に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るといふ周辺地域の不安を勘案し適切に対処されるよう、別紙1のとおり強く要望いたします。

なお、鳥取県では、県議会、米子市及び境港市と協議を行い、事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市及び境港市の意見を聞いた上で提出することとしました。また、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙2のとおり汚染水対策を適切に実施することなど7項目の意見を付しています。

原子力規制委員会への要望

<原子力発電所の汚染水対策について>

【汚染水対策】

- 島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、その内容を確認し、具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。
- また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原子炉等規制法に基づく新規規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。

<周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について>

【原子力発電所の安全対策について】

- 福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する新規規制基準に基づき、原子力発電所の安全性を客観的に確認し、厳格な審査を行うとともに、周辺地域に十分な説明を行い国民的理解を得ること。
- 地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した厳格な審査を行うこと。また、原子力発電所の耐震設計上考慮すべき活断層評価については、安全サイドに立った評価基準を策定するとともに、宍道断層を始め発電所の安全に影響を及ぼす周辺の断層を含め原子力規制委員会として改めて確認を行うこと。
- フィルタベントなどシビアアクシデント対策について、周辺地域への影響防止の観点からも厳格に審査すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 島根原子力発電所 2 号機に係る新規規制基準の適合性確認審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。

- 福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策が確保されるよう厳正な審査、運用等を行うこと。
- 中国電力株式会社に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うよう指導すること。
- 中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

【原子力発電所の再稼働に当たって】

- 原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。
- 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。

【国の費用負担について】

- 緊急時防護措置準備区域（UPZ）の原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施するため、当県において放射線監視等の中心となる原子力環境センター（EMC）等の整備を進めており、平成27年度までの3カ年で確実に整備できるよう、国において必要な財源を措置すること。また、当該年度の交付金執行にあたっては、原子力関係施設等が特殊なものであり、整備事務に時間を要することを考慮し、機器等の整備が可及的速やかに行えるよう早期の交付決定を行うなどの対応を行うこと。
併せて、UPZ内では県域にかかわらず切れ目のない防護措置を早期に準備する必要があることから、新たにUPZが設定された原発立地県に対しても同様に十分な財源措置をすること。
- 平成25年度補正予算の執行に当たっては、道府県における原子力防災資機材（ホールボディカウンター等）等の緊急整備ができるよう配慮すること。
- 原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費についても、国が負担すること。

<原子力発電所における防災対策の強化について>

【原子力防災体制の強化】

- 避難先への輸送手段の確保については、避難者数が多く、避難に必要な輸送手段等の全てを県で確保することは困難なため、国において、避難者の輸送手段（バス、鉄道、福祉用車両、ヘリコプター等）や運転者の確保など人的支援を速やかに確保する仕組みを構築すること。
- 拡散シミュレーションについては、地域防災計画策定のための参考データではなく、地域防災計画上の被害想定、更には円滑な住民避難のために必要となる地形の考慮や被ばく線量等をも考慮した防災ツールとして有効に活かせるものの開発を進めること。

【緊急時に備えた体制の整備】

- 避難の判断をモニタリングの実測に頼りすぎることは、迅速な避難の妨げになるおそれがある。また、避難の方向についても、実測のみでは的確な判断を損ねるおそれがあり、島根原子力発電所に係るSPEEDI等による予測情報は不可欠なことから、SPEEDIの信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用方法を明示すること。

【被ばく医療体制の整備】

- 国が責任をもって事故発生時の屋内退避等の防護措置との併用時の安定ヨウ素剤投与の手順や基準を具体的に示すこと。
- 安定ヨウ素剤を事故発生時に乳幼児に速やかに投与できるよう、乳幼児用シロップ剤の早期製品化を製薬メーカーに働きかけること。

【災害時要援護者の広域的な避難体制の整備】

- 特別な配慮が必要となる病院や福祉施設の入所者など要援護者の避難先は広範囲となり、避難のための特別な移動手段及び搬送に付き添う医療従事者等を確保する必要があることから、国が関与してその具体的な方針を示すとともに、体制整備をすること。
- 最終的な避難先に入所するまでの間、広域福祉避難所を設置することを想定するが、この運営に必要な人材（医療・介護従事者、手話通訳者等）、機材（ベッド・車いす等）、物資（食糧・介護用品等）が不足することが見込まれるので、国において速やかな派遣、調達の仕組みを構築すること。
- 広域福祉避難所から最終の避難先となる社会福祉施設等への避難を確実にできるよう、国において、速やかな受入れ先確保の仕組みを構築すること。

中国電力株式会社に対応を求める事項

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 宍道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

要望項目9, 10, 11

※このたびの経済産業省、原子力規制庁への9, 10, 11の要望
については、県、米子市、境港市の3者連名で実施

第 201300148746 号

平成25年12月 日

経済産業大臣 茂木 敏充 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所2号機に関する新規制基準適合性確認申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、11月21日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性確認申請の事前報告を受け、12月17日にこれに対する意見を提出したところです。

ついては、今回貴省に対し、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るといふ周辺地域の不安を勘案し適切に対処されるよう、別紙1のとおり強く要望します。

なお、鳥取県では、県議会、米子市及び境港市と協議を行い、事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市及び境港市の意見を聞いた上で提出することとしました。また、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙2のとおり汚染水対策を適切に実施することなど7項目の意見を付しています。

経済産業省への要望

<原子力発電所の汚染水対策について>

【汚染水対策】

- 島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、中国電力株式会社に対し、その内容を具体的かつ分かりやすく説明するよう指導すること。
- 福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。
- また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原子炉等規制法に基づく新規規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。

<周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について>

【原子力発電所の再稼働に当たって】

- 中国電力株式会社に対し、再稼働に向けての一連の手続きに際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。
- 中国電力株式会社に対し、島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。
- 中国電力株式会社に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うよう指導すること。
- 原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進捗状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。
- 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。

【原子力防災体制の強化】

- 中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。